別紙様式２

表　　面

第　　号

検　　査　　証　　票

官　　職

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第２項に規定する法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。

年　　月　　日

金融庁長官

［金融庁用］

［略］

別紙様式３

表　　面

第　　号

検　　査　　証　　票

官　　職

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第３項に規定する法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。

年　　月　　日

金融庁長官

［金融庁用］

［略］

別紙様式２

表　　面

第　　号

検　　査　　証　　票

官　　職

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第２項に規定する法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。

年　　月　　日

金融庁長官

［金融庁企画市場局用］

［同左］

別紙様式３

表　　面

第　　号

検　　査　　証　　票

官　　職

氏　　名

生年月日　　年　　月　　日生

上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第３項に規定する法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。

年　　月　　日

金融庁長官

［金融庁企画市場局又は監督局用］

［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令の一部改正）

第六条　財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適用の一般原則）	（適用の一般原則）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［２～４　略］	［２～４　同上］